

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(市町村分)

市町村名:大阪市

1. 事業名	コロナ禍における困難・課題を抱える女性に対する支援事業			
2. 実施期間	令和3年6月(予定)から令和4年3月31日(木)まで			
3. 女性活躍推進法に基づく推進計画策定時期(策定予定時期)	令和3年3月 (策定済・策定予定) ※どちらかにマルをつけてください。	計画期間(予定)	R3	～ R7
4. 地域の実情と課題	女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどを背景として、貧困などの生活上の困難な状況に陥りやすい傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人びとに、より深刻な状況をもたらしている。男女共同参画の視点に立ち、生活上の困難に直面する人びと、特に女性の実情に応じた支援が求められている。 ・大阪府における出産、子育て等による離職が多くあると考えられる35歳～44歳の女性の就業率は、令和元年では平成26年から7.2ポイント上昇して71.9%となり、全国平均(77.0%)と比較して差は縮まっているものの依然として下回る水準となっている。 ・ひとり親世帯(母子家庭)の親の86%は就業しているが、安定した収入と生活のできる職につくことを希望しながらも、子育てと就労を両立するための制約などから、多くの場合十分な収入を得ることが難しい非正規雇用の職に就かざるを得ない状況にある。 ・女性の雇用者に占める非正規雇用の割合は、令和元年では大阪府、全国ともに6割弱にのぼり、男性の同じく2割強と比べると格段に高くなっている。 ・また、所定内給与額は男女間で格差が生じており、大阪府における男女間賃金格差は、令和元年で女性は男性の約74%の水準となっている。			
5. 事業の趣旨・目的	今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対して、コミュニケーションのきっかけとして活用できるSNS等を活用した相談及び相談等を端緒とし、生活に困窮する女性への支援として女性用品の提供を行い、社会との絆やつながりの回復に向けた寄り添った支援を行う。			
6. 事業目標・重要業績評価指標(KPI) (全体) (※女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定してください。)	①令和7年度まで(第3次大阪市男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標	女性(25～44歳)の就業率(大阪府)	全国平均を上回る (R7)	平均73.8% (R1)
②令和7年度まで(第3次大阪市男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標	(※必要に応じて具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	()	()	
③事業目標(全体)	相談者に実施するアンケートにおいて、「前向きな気持ちになれた」と回答した割合(アウトカム)	70% (R3)	-	(-)
④事業KPI(全体)	(※必要に応じて具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	()		
7. 事業内容	1 SNS等を活用した相談 対象者 新型コロナウイルス感染拡大の影響による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性 回数等 週2回・1日6時間程度 2 女性用品の提供 相談等を端緒とし、相談支援充実の一環として、生活に困窮する女性に対し、生理用ナプキン 1人1パック8,000人分程度を提供			
8. 事業の実施により期待される効果	SNS等を活用した相談等を端緒とし、これまで行政の相談につながっていなかった不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対する支援につなげる。			
9. 事業効果の検証及び今後の課題の整理方法	相談者に対してアンケートを実施し、相談に対する満足度等から効果を検証する。			
10. 事業の実施体制 ⇒要件③「官民連携・地域連携」	連携体制の名称		女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況	
	構成団体		設置の有無	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択
	各構成団体の主な連携内容		設置(公表)時期	
	他の地方公共団体との連携	大阪府 ⇒広報連携について依頼しており、具体的な内容については今後協議予定。		
11. 女性活躍推進法に基づく国の「女性活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた公共調達における取組	① 実施済 ② 令和 年 月 から実施予定 ③ 検討中 ④ 実施予定なし ※ いずれかにマルをつけてください。 ・区役所庁舎等の清掃業務委託の総合評価落札方式による事業者選定において、「えるぼし認定」や「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認定(※)」を受けている場合等に加点評価している。 ・男女共同参画・女性活躍推進関連事業の公募型企画競争方式による事業者選定において、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認定(※)」を受けている場合に加点評価している。 (※) 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認定:法令の遵守に留まらず、「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス) 支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を、本市が一定の基準に則り認定			